電気通信大学保育施設規程

平成24年 3月27日 改正

平成26年 3月25日

平成28年 3月23日

平成29年 3月22日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

(設置)

第1条 電気通信大学(以下「本学」という。)に本学職員等の乳児及び幼児(以下「乳幼児」という。)の保育を行うため、保育施設を置くものとする。 (目的)

- 第2条 保育施設は、本学における男女共同参画推進事業の一環として、職員等の保護下にある乳幼児を本学の施設で保育することにより、安心して教育研究生活と家庭生活の両立を図ることができる環境を提供し、もって福祉の増進に資することを目的とする。 (運営委員会)
- 第3条 保育施設の管理運営に関する重要事項を審議するため、保育施設運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営方法)

- 第4条 保育施設の運営は、保育専門業者(以下「運営団体」という。)に委託して行う ものとする。
- 2 運営団体は、改正認可外保育施設指導監督の指針について(平成14年7月12日雇 児発第0712005号)その他法令等を遵守し、保育施設の運営を行うものとする。
- 3 保育施設に責任者を置き、運営団体の定める責任者をもって充てる。 (入所者)
- 第5条 保育施設に入所できる者は、本学の職員及び学生(学域生及び大学院生に限る。) 並びに職員に準ずると学長が認めた者が保護者(以下「保護者」という。)である生後 8週間を超え小学校就学の前の年度末までの子とする。

(入所定員)

第6条 保育施設の入所定員は、10名とする。

(保育時間)

第7条 保育時間は、8時から18時までとする。

(延長保育)

- 第8条 前条の規定にかかわらず、保護者が必要とする場合には延長保育を行うことができる。
- 2 延長保育の時間は、18時から19時までとする。

(休業日)

- 第9条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日まで
 - (4) 本学が定める夏季一斉休業日
 - (5) その他学長が特に定める日
- 2 前項第1号から第4号に定める日において学長が特に必要と認める場合は、前項の規 定にかかわらず、保育を行うことができる。

(保育形態)

第10条 保育形態は月単位の保育とし、一時的な保育は行わない。

(入退所の手続等)

第11条 保育施設の入所又は退所を希望する者は、保育施設入所申込書(別記様式第1号) 又は保育施設退所届(別記様式第2号)により申し出るものとする。

(保育料等)

- 第12条 保育料等の額は、別表1のとおりとする。ただし、学生が利用する場合は、別表2のとおりとする。
- 2 保育料等は、毎月納付する。
- 3 保育料等を指定期日までに納付しない場合は、保護者に督促の上、なお納付しなけれ ば退所させるものとする。
- 4 月の16日以降に入所し又は月の15日以前に退所した場合の保育料は、当該月額の 二分の一とする。

(利用休止)

- 第13条 保護者から、1か月以上にわたる病気、休暇等による利用休止の申出があった場合は、当該期間中の利用を休止させる。
- 2 前項の申出による利用休止の期間が月の全日となる月については、前条第2項の規定にかかわらず、当該月の保育料等の納付を要しない。

(事務)

第14条 保育施設の事務は、総務部人事労務課が行う。

(雑目11)

第15条 この規程に定めるもののほか、保育施設の利用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行前から引き続き在学する情報理工学部及び電気通信学部の学生について は、第5条中、「学域生」を「学部生」と読み替えて、この規程を適用する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第12条関係) 保育料月額等

保育料	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上		
	月額	46,000円	39,000円	35,000円	26,000円		
延長料金	委託業者との契約に基づく実費とする。ただし、延長保育を利用し						
	た者が複数人いるときは、按分して徴収する(1円未満の端数がある						
	ときは 切り捨てる。)。						
おやつ代	1日×2	回 × 50円程	度				
補食代	1回×10	00円程度					

別表2 (第12条関係)

保育料	年	齢	0 歳児	1歳児	2 歳児	3歳児以上
	月	額	32,200円	27, 300円	24,500円	18, 200円

- ※保育料及び延長料金には、消費税及び地方消費税は含まない。
- (注1) 年齢は、原則として当該年度の4月1日における年齢を適用する。年度の途中 に入所した場合にあっても同様とし、遡及すると出生前となる場合にあっては入 所時現在の年齢とする。)。
- (注2)保育料は本学が、おやつ代及び補食代は運営団体が、それぞれ指定する金融機関の口座に納付するものとする。

保育施設入所申込書 (元号) 年 月 日 電気通信大学長殿 電気通信大学保育施設の入所を希望しますので、申し込みます。 申込者 所属・職名 (フリガナ) 氏名 住所 〒 連絡先)携帯(電話 自宅(内線()E-mail() 入所希望乳幼児 (フリガナ) 氏名 性別 (男・女) 生年月日(年齢) (元号) 年 月 日生 (歳) 期間(予定) 自(元号) 年 月 日 ~ 至(元号) 年 月 日 現在の保育の状況 自宅・その他 その他の場合の具体的な状況) 特記事項 (保育上又は申込者との関係上で特記する事項等) 確認欄 運営委員長 人事労務課 保育施設 受 付 日 (元号) 年 月 日

保育施設退所届

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

電気通信大学保育施設の退所を希望しますので、お届けします。

保護者

所属・職名

(フリガナ)

氏名

入所乳幼児

(フリガナ)

氏名 性別 (男・女)

退所日 (元号) 年 月 日

確認欄

運営委員長	人事労務課	保育施設	受	付	日	
			(元号)	年	月	日